

令和 6 年度 茅ヶ崎市基幹型地域包括支援センター 事業実施計画書

※この計画書において、基幹型地域包括支援センターは「基幹型」、委託型地域包括支援センターは「センター」と表記する。

1 職員の配置

次の職員を配置する。

管理責任者（高齢福祉課長兼務）	1 名
保健師（相談支援担当職員兼務）	1 名
社会福祉士（相談支援担当職員兼務）	1 名
主任介護支援専門員（相談支援担当職員兼務）	1 名
事務員（相談支援担当職員兼務）	1 名

2 今年度の重点的な取り組みの方針

次の 5 つを重点的な取り組みとする。

- (1) センターの全体調整
- (2) 包括的支援体制の推進
- (3) 地域包括ケア充実のための人材育成及びケースへの後方支援
- (4) 地域課題の把握及び地域包括ケアシステム推進体制の整備
- (5) 感染防止対策の徹底

3 センターの全体調整

- (1) 地域包括支援センター運営方針及び包括的支援事業の実施方針
令和 6 年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業運営方針及び包括的支援事業の実施方針を踏まえて、センターの運営に関する全体調整を行う。
- (2) センターの事業評価の実施
 - ①令和 5 年度の事業評価を実施する。
 - ②令和 6 年度の事業の進捗状況の確認及び事業の推進に関する助言を行う。
- (3) 茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会
茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会会則に沿って、原則年 6 回の会議を開催する。
- (4) 専門職部会
保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員それぞれの職種別の専門職部会の開催を支援する。
また、専門職部会が企画する研修等の開催についての支援を行う。

(5) 避難行動要支援者に対する日頃の見守り体制の構築

関係各課やセンターと連携、協力し、避難行動要支援者に対する日頃の見守り体制の構築に取り組む。

(6) 周知活動

市の広報誌及び、市内で開催されるイベント等を通してセンターに関する周知を行う。

4 包括的支援体制の推進

地域共生社会の実現を目指して、庁内各課かい、関係機関、関係者等と連携、協力し、包括的支援体制の推進を図る。

(1) センター職員の人材育成

全世代に関する相談について、適切に相談対応できるよう、人材育成を行う。

(2) 帳票類等の整理

求められる報告等が適切にできるよう、必要な帳票類を整理する。

(3) 周知

関係者や市民等に、様々な方法により周知を図る。

5 地域包括ケア充実のための人材育成とケースへの後方支援

(1) 地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業

地域共生社会の実現と包括的支援体制を推進するために、地域包括支援センターが地域の身近な相談窓口としての機能を果たせるよう、対人援助等の知識及び技術の向上を図る。また、地域包括支援センター職員等が担当地域の特性を把握し理解を深めるための知識及び技術の向上を図る。

基幹型職員が、センターに対して適切な支援、管理等を行い、センター職員等に対して、組織力や資質の向上を目指した研修を行う。

(2) ケース対応への後方支援

処遇困難ケース等に対して、センターが多様な機関と連携し、また様々な社会資源を活用しながら、地域の中で対応していくことができるよう人材育成するとともに、後方支援を実施する。また、他センターにおける対応事例の情報提供や状況に応じてスーパービジョンを活用した同行訪問を行い、センターにおける問題解決力の向上に向けた支援を行う。

6 地域課題の把握及び地域包括ケア推進体制の整備

(1) 地域ケア会議の開催及び運営

①各地区における地域ケア会議の運営サポート

センターが主催するセンターレベルにおける地域ケア会議の開催を支援する。(年2回以上)

地域ケア会議等検討会議の開催の運営サポートを行う。

②茅ヶ崎市地域ケア会議

茅ヶ崎市レベルにおける地域ケア会議の開催を行う。

・茅ヶ崎市地域ケア推進会議の開催 1回

関係機関の代表者による会議を開催する。

・茅ヶ崎市自立支援型地域ケア個別会議の開催 3回

個別事例を用いて、自立支援及び重度化防止等に資するための会議を開催する。

(2) 認知症に関する取組

センターの認知症地域支援推進員等とともに認知症に関する取組を実施する。

①認知症施策検討会との連携、協力

②認知症初期集中支援チーム員会議との連携、協力

③チームオレンジの立ち上げ及び活動への支援

(3) 在宅医療介護連携推進事業との連携

在宅医療介護連携推進事業と連携し、医療と介護の両方を必要とする高齢者等のQOLの向上に取り組む。

(4) 生活支援体制整備事業との連携

生活支援体制整備事業と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進に取り組む。

7 感染防止対策の徹底

(1) 感染症に関する情報の共有

新型コロナウイルス感染症等の感染症に係る通知や市の方針等について周知し、共有を図る。

(2) センターの感染防止対策への助言

センターの感染防止対策について、共有し、必要な助言を行う。

(3) センターへの支援

センターの職員が感染した場合においても、業務が継続できるよう支援する。